

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	適格機関投資家等特例業務の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号:03-3506-6000(内線:2622) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないことや、一般投資家にも販売が可能ことから投資家に被害を与えるケースが急増していたため、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資家被害を適切に防止していくことが重要な課題となっていた。</p> <p>このため、① 適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者を定めるとともに、適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項及び添付書類の見直し等、② 契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面の交付義務、適合性の原則等の行為規制の適用、③ 特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善・停止・廃止命令の導入、④ 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行ったところであるが、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられる。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、遵守費用について、適格機関投資家等特例業務を行おうとする業者において、欠格事由が参入要件として導入され、行為規制等が強化されることで、これらの業者の届出提出に係る費用や行為規制の遵守に係る費用が発生すると見込んでいた。</p> <p>適格機関投資家等特例業務届出者は2850者(令和3年4月末時点)存在するが、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難と考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、行政庁(国)において、適格機関投資家等特例業務の届出受理、特例業務届出者に対する検査・監督を行うための費用が発生するとしていたところ、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況を一体としてモニタリングしていることなどから、本規制の見直しに伴う行政費用のみを抜き出して把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>法令改正による届出事項の拡充に伴い、同法施行前に当局に届出を行い、引き続き適格機関投資家等特例業務を行う業者について、施行日(平成28年3月1日)から起算して6か月以内に、金融商品取引法第63条第2項各号に掲げる事項等を記載した書面等(「追加届出書」)の提出義務が課せられたところ、法令提出期限経過後において、連絡が取れない業者や追加届出書を提出しなかった業者が565者認められたことから、それらの業者に対して行政処分を行った。</p> <p>また、規制の導入直後に比べ、現在の適格機関投資家等特例業務届出者の処分件数は増加している状況にない(平成28年度:1017件、平成29年度164件、令和2年度:6件、延べ件数。)</p> <p>行政処分の件数だけで一概に評価するのは難しいが、当該改正によって、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、(規制導入前に発生していたような)投資家に被害を与えるケースは減少していると考えられる。その結果、投資家被害を適切に防止することに寄与したと考えられることから、事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	一定の効果があったことが想定されるものの、その内容から、効果の金銭価値化は困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、投資家被害を適切に防止に寄与したものと考えられる。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。	
備考		